

〔別 紙〕
様式1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 玉水会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団(☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 111 番地

注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和58年10月24日

(4) 設立登記年月日 昭和58年10月26日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	赤木良寛	
理 事	赤木保久	
同	赤木隆博	
同	赤木輝子	
同	岩松節子	
同		
同		
監 事	赤木メイ子	
同		
評 議 員		医師(医師会会長)
同		経営有識者(経営コンサルタント代表)
同		医療を受ける者(自治会長)

注)1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	赤木病院	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 111 番地	一般病床 9床 療養病床 53床 [医療保険 53床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床

注)1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

注)地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
-----	---------	-----

該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 5年 5月26日 令和 3年度決算の決定

注)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該当なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (7) そ の 他

令和 5年 7月27日	非常灯本館2階分取替	2,311,000 円
令和 5年 11月14日	折り畳み式 簡易陰圧ブースD	1,991,392 円

注)当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人 玉水会
所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触111番地

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 6年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	55,626	I 流 動 負 債	32,687
現金及び預金	17,002	支払手形	
医業未収金	34,371	買掛金	1,958
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	4,095	未払金	7,246
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	71
繰延税金資産		未払消費税等	322
その他の流動資産	158	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	425,262	前受金	
1 有 形 固 定 資 産	314,880	預り金	2,011
建物	170,650	前受収益	
構築物	3,590	引当金	
医療用器械備品	19,531	その他の流動負債	21,079
その他の器械備品	14,976	II 固 定 負 債	0
車両及び船舶	1,371	医療機関債	
土地	77,462	長期借入金	0
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	27,300	引当金	
2 無 形 固 定 資 産	480	その他の固定負債	
借地権		負債合計	32,687
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産	480	科 目	金 額
3 その他の資産	109,902	I 資 本 金	10,000
投資有価証券		II 資 本 剰 余 金	
長期貸付金		III 利 益 剰 余 金	438,201
役員等長期貸付金		別 途 積 立 金	132,000
長期前払費用		繰越利益剰余金	306,201
繰延税金資産		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他の固定資産	109,902	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	448,201
資 産 合 計	480,888	負 債 ・ 純 資 産 合 計	480,888

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-1

法人名 医療法人 玉水会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触111番地

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		250,016
2 事業費用		
(1)事業費	255,126	
(2)本部費		255,126
本来業務事業利益		△ 5,110
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		△ 5,110
II 事業外収益		
受取利息配当金		
その他の事業外収益	7,788	7,788
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用		0
経常利益		2,678
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純利益		2,678
法人税・住民税及び事業税		71
法人税等調整額		
当期純利益		2,607

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人 玉水会
 所在地 長崎県杵岐市郷ノ浦町本村触111番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 6年 3月31日現在)

1. 資 産 額	480,888 千円
2. 負 債 額	32,687 千円
3. 純 資 産 額	448,201 千円

(内 訳)		(単位:千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		55,626
B 固 定 資 産		425,262
C 資 産 合 計 (A+B)		480,888
D 負 債 合 計		32,687
E 純 資 産 (C-D)		448,201

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人玉水会

理事長 赤木 良寛 殿

私(注1)は、医療法人玉水会の令和5会計年度(令和 5年 4月1日から令和 6年 3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月28日

医療法人玉水会

監事 赤木メイ

(注1)監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2)社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。